

農地利用意向調査等に係る事務の取り扱いについて

平成 28 年 6 月 10 日 制 定
平成 29 年 3 月 13 日 一部改正
平成 30 年 4 月 1 日 一部改正
平成 30 年 5 月 31 日 一部改正

農業委員会が行う農地利用意向調査等の実施にあたり、一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団（以下「財団」という。）及び市町の行う農地中間管理事業との連携を円滑に図り、担い手に耕作条件の良い農地を集積するため、農地法等の規定による手続き以外の事務の取り扱いを次のとおりを定める。

第 1 農地情報の提供

農業委員会は、農地法第 30 条により農地の利用状況調査により収集した調査結果について、利用権設定に必要な水利権等の情報を財団に提供する。

第 2 利用意向調査の対応

1 農地所有者等から農地中間管理事業を利用する意向がある旨の表明時の対応

(1) 農業委員会は、農地法第 35 条第 1 項に基づき財団に通知する場合、「農地中間管理事業における遊休農地の借受基準の制定について（平成 28 年 6 月 10 日付け財団通知）」の別紙「農地中間管理事業における遊休農地の借受基準（以下「遊休農地借受基準」という。）」の適合状況及び農業委員会の意見を付して、毎月末締めで翌月 5 日までに農地法関係事務処理要領様式例第 13 号の 5 「農地法第 35 条第 1 項に基づく通知」に同要領様式例第 13 号の 1 「農地における利用の意向」の写し及び別紙様式 1-1 「農地法第 35 条第 1 項による農地中間管理機構への通知に係るリスト」を添付し財団に報告するとともに、「遊休農地の機構への通知システム（機構貸付意向）（通称 A システム）」により財団に電子メールで送付する。

(2) 財団は、農業委員会から報告があった場合は、遊休農地借受基準を満たす農地の所有者に対し、財団の通知後 2 か月以内に貸付希望申込書を関係市町に提出するよう通知する（別紙様式 2）とともに、その旨を市町及び農業委員会に通知する。（別紙様式 3）

また、財団は、遊休農地借受基準を満たさない農地の所有者に対して、借受できないことを通知する（別紙様式 4）とともに、その旨を市町及び農業委員会に通知する。

（別紙様式 5）

(3) 市町は、貸付希望申込書の提出があった場合は広島県農地中間管理事業事務処理要領（以下「事務処理要領」という。）第 6 の 2 に基づく貸付希望農用地等リストに取りまとめ、関係書類とともに財団に提出する。

その際、上記（2）で財団が別紙様式 5 で通知した借受できない農地が含まれてい

た場合はリスト化しないこととする。

財団は、関係書類等を確認したうえで、借受農用地等リストとして市町に通知するとともに借受農用地等リストに掲載したことを農地所有者に通知する。

なお、財団は、(2)の遊休農地借受基準を満たす農地の所有者でありながら、申込期限までに貸付希望申込書の提出がない等により協議が成立しなかった場合は、その内容を農業委員会に通知する。(別紙様式6)

2 農地所有者等から農地中間管理事業を活用する以外の回答を受けた場合の対応

農業委員会は、「農地法の運用について(平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知)」第3の4の(3)に基づき、農地所有者等から農地中間管理事業を活用する以外の農地の情報についても、利用意向調査の期日後に、遊休農地借受基準の適合状況及び農業委員会の意見を付して、「遊休農地の機構への通知システム(機構以外 意向)(通称Bシステム)」により一括して財団に電子メールで情報提供する。(別紙様式1-2)

その際、農地法関係事務処理要領様式例第13号の1「農地における利用の意向」の写しを添付する。

財団は、農業委員会からの情報提供があった場合、遊休農地借受基準に満たない農地一覧をとりまとめ、農業委員会に通知する。(別紙様式7)

3 農地中間管理権の取得に関する協議の勧告後の取り扱い

(1) 農業委員会が農地法第36条第1項により勧告を行う予定の農地については、事前に財団及び市町へ通知する。(別紙様式8)

農業委員会が農地法第36条第1項により勧告した農地について、同法第36条第2項により財団に通知した場合、財団は、勧告があった日から2ヵ月以内の期限を持って農地所有者と第2の1の(1)に準じて協議を行う(別紙様式9)とともに、その旨を市町及び農業委員会に通知する。(別紙様式9-1)

なお、税制猶予を受けている農地に当たっては財団の基準を満たしていなくとも勧告することとなっているので留意すること。

(2) 貸付希望申込書が提出された場合、市町は農業委員会に対し、速やかに提出があった旨を連絡する。

また、財団は市町から事務処理要領第6の2に基づく貸付希望農用地等リストが提出された場合には、協議が整った旨農業委員会に通知する。(別紙様式10)

農業委員会はこの通知を受け勧告の撤回を行う。(別紙様式11)

(3) 財団は貸付希望申込書の提出がない等、協議が整わなかった場合、農業委員会に協議不正立を通知する(別紙様式12)とともに、その農用地等について財団が公表している募集区域内の借受希望者と調整を行い借受希望の有無を確認する。

(4) 財団は、当該農地について借受希望がある場合、県知事への裁定申請の適否を次の項目により検討する。

- ア 農地中間管理権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積
- イ 農地中間管理権の内容
- ウ 農地中間管理権の始期及び存続期間
- エ 借賃
- オ 借賃の支払の方法

検討の結果、裁定を行うこととなった場合、事前に申請する旨を県、市町及び農業委員会に通知する。(別紙様式 1 3)

裁定の申請においては、農地法等の規定のほか「農地中間管理権設定に係る裁定事務処理要領(平成 29 年 9 月 20 日付け広島県就農支援課長通知)(以下「県裁定要領」という。)」の規定により事務を行う。

財団は勧告があった日から起算して 6 ヶ月以内に県知事への裁定申請を行う(県裁定事務処理要領別記様式第 1 号)とともに、農地所有者に通知する。(別紙様式 1 4)

(5) 当該農地について借受希望者がいなかった場合において、財団は農業委員会に裁定しない旨通知する。(別紙様式 15)

(6) 裁定が行われた旨の通知が県から財団にあった場合、財団は借受希望者と協議を行い、事務処理要領第 9 に基づく事務を開始するものとする。

なお、利用権の始期までに補償金を供託所に供託するものとし、補償金額は契約期間全ての借賃相当額とする。

4 所有者等を確知することができない場合の農地の利用

(1) 農業委員会が農地法第 3 2 条第 3 項及び同法第 3 3 条第 2 項の規定により所有者を確知することができない旨公示し、6 ヶ月以内に農地所有者等からの申し出がない場合は、農業委員会は財団に通知する(同法第 4 3 条第 1 項)。

財団は、借受者が見込める場合には、通知から 4 ヶ月以内に、県知事に対し、裁定を申請する。(県裁定要領別記様式第 1 号)

(2) 裁定に当たっては、市町、農業委員会及び財団は、上記 3 の手続きに準じて、事前の通知、借受希望者の有無の確認、裁定の検討を行ったうえ、県裁定要領の規定により県知事に裁定を申請する。

5 裁定申請にあたっての判断基準

財団は、裁定申請にあたっては、県裁定要領及び「農地中間管理権に係る裁定判断基準(平成 29 年 9 月 20 日施行広島県就農支援課)」に規定の基準を満たすものについて検討する。

写

平成 28 年 6 月 10 日

各 市 町 長 様
(農地中間管理事業担当課)
各 農 業 委 員 会 会 長 様

一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団理事長
(〒730-0051 広島市中区大手町四丁目 2 番 16 号)
農地中間管理機構

農地中間管理事業における遊休農地の借受基準の制定について (通知)

農地中間管理権を取得する農用地等の借受基準については、広島県農地中間管理事業事務処理要領第 6 の 1 の規定による「貸付希望申込書」別紙に「広島県農地中間管理事業に係る借受農用地等リストへの掲載基準等」として定めていますが、遊休農地については、再整備の必要性等から一般的に管理されている農地に比べ担い手に転貸することが難しい状況が見通されます。

このため、農地法第 3 2 条第 1 項又は第 3 3 条第 1 項の規定による利用意向調査における遊休農地については、別紙のとおり、「農地中間管理事業における遊休農地の借受基準」を新たに設け、運用しますので御承知ください。

なお、借受基準を満たさない農地であっても、人・農地プラン等によって集団的な活用が図れるなど担い手に転貸する状況が整った場合は通常のスケジュールによって事務を進めますので御了承ください。

農地中間管理事業における遊休農地の借受基準

次のいずれにも該当しない農地であること。

- (1) 耕作放棄地など、農地として利用することが著しく困難な場合。
(例えば、松等の木本類(直径 5cm 以上)や葛等の雑草が繁茂し、再び耕作するために相当な投資が必要な農地)
- (2) 一区画あたりの面積が狭小(10アール未満、(樹園地の場合2アール未満))の場合。
- (3) 農作業に必要な機械(コンバイン、作業運搬車など)が公道から直接進入できない等、機械の搬入が困難な場合。